

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成15年7月14日、奈良県情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「月ヶ瀬村大字高字ミヤマ696-1に違法建設された特定事業者の無線中継鉄塔の処分を中心とする風致保全課の対応と行為者はじめ関係者の風致保全課とのこの件における接触などの『経過』書ないし記録。（平成14年8月1日以降分）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成15年7月29日、実施機関は、行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、当該行政文書を作成していないため存在しないとの理由を付して、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成15年9月3日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

4 諮 問

平成15年9月16日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件決定は条例の規定に反し、不適法であるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

開示しない理由として「当該行政文書を作成していないため、存在しません。」としているが、記録として「備忘メモ」は存在して居り、これは、今後の事務に組織的に利用すべく準備、保管しているものであるから、該当行政文書とすべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

一般に許認可事務において、違反行為に対する行政指導や行政命令（以下「行政指導等」という。）を適切かつ有効に行うには、さまざまな情報の中から、必要と思われる事実につき、その十分な確認を行い、その行為の内容及び程度に即した行政指導等を行うことが必要である。

実施機関は、当該事務の目的に沿って、行政指導等の時期及び内容等につき総合的に判断している。

本件事務に関して、請求対象期間である平成14年8月1日以降、実施機関は随時口頭による是正指導を継続しており、特定事業者は是正指導に従う姿勢を示し、是正計画を作成するため検討を行っているところである。

実施機関は、本件事務のような行政指導等を行う場合、行政指導等を行うなかで知り得た情報の内容を、行政指導等の進展に応じて、適宜口頭又は文書により報告を行っている。

これらの情報は、担当者個人が必要に応じ備忘メモとして記録することが一般的であり、行政指導等の判断等が必要となったときに、実施機関内部の意思統一を図り、事務として遺漏のないよう取りはからうため、その必要に応じ備忘メモから情報を個別具体的に判断したうえで抽出し、説明に用いている。

つまるところ、一定の行政判断が必要となったときに、その必要に応じ行政文書としてまとめあげて作成しているところである。

したがって、平成14年8月1日以降、すでに一部開示決定を行った「協議報告書」以外に適宜口頭により報告を行っており、経過を文書化して説明する必要がなかったこと、また、是正指導として起案をし文書を発するなどの行為を行うべきことがなかったことから、当該請求に係る行政文書は作成していないものである。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

よって、当審査会は、県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、具体的な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、行政文書の有無について確認し、判断することとした。

2 行政文書の存在について

(1) 違反行為是正事務における記録の作成について

異議申立人は、実施機関の担当者が作成した「備忘メモ」が行政文書に該当する旨主張する。

しかし、異議申立人は具体的に備忘メモが存することを窺わせる事実を提示していないので、異議申立人の推測の域を出ないといわざるを得ないが、実施機関の説明によれば「担当者個人が必要に応じ備忘メモとして記録することが一般的である」とされるので、備忘メモが存在すると仮定して検討する。

実施機関の説明によれば、一般的な行政指導等の事務の執行過程においては、実施機関としての意思決定の必要性が生じた段階において、上司の決裁を仰ぐために、備忘メモから必要な情報を個別具体的に判断した上で抽出し、説明に用いる、という形で日常の事務が進められており、各担当者が取得した情報の全てが逐一経過書としてまとめ上げられるわけではないとのことである。この点に関し当審査会において、実施機関に対して、本年4月の人事異動に係る風致保全課長の事務引継書の提出を求め検証したところ、本件開示請求の請求対象期間中において、経過書等の作成を必要とすべき事態があった旨の記述は認められなかった。

したがって、仮に備忘メモが存在するとしても、行政文書の要件である組織共用性を有する文書とまではいえないことが明らかである。

以上を踏まえて本件事案を見れば、本件開示請求の請求対象期間中に実施機関として行政指導等の意思決定を行う機会がなかったこと、及び文書作成を要するような特別な事情もなかったことから、本件開示請求の「経過書ないし記録」は不存在であるとする実施機関の主張は妥当である。

(2) まとめ

したがって、本件開示請求の対象となる行政文書は存在しないと判断する。

3 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は別紙のとおりである。

(別紙)

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成15年 9月16日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成15年11月27日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成16年 4月 7日 (第84回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成16年 6月 2日 (第85回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成16年 7月 7日 (第86回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成16年 9月 1日 (第87回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成16年 9月27日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

奈良県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授（行政法）	会 長
さとう こういち 佐藤 公一	弁 護 士	会 長 代 理
さわにし やすちか 澤西 康允	元産業経済新聞大阪本社奈良支局長	
まつむら けいこ 松村 佳子	奈良教育大学教授（理科教育）	
わたなべ まさる 渡辺 賢	帝塚山大学教授（行政法）	

(平成16年9月27日現在)